

野田市地域防災計画修正の概要

千葉県地域防災計画の改正に伴い、同計画との整合を図るとともに、市の防災体制（災害対策本部組織の見直し）の変更、避難行動要支援者安全確保対策の見直し等により修正をしようとするものとなります。

修正項目	主な改正事項	新旧 対照表
(1) 千葉県地域防災計画等の修正等に伴うもの	① 防災分野における女性参画の拡大や多様な視点に立つ必要性を追記 ② 警戒避難体制の整備について記載項目の追記 土砂災害警戒区域等における住民への周知について、千葉県地域防災計画の規定に合わせて追記しようとするもの。	P10 P15
	③ 指定避難所の環境整備に係る記載項目の追記 指定避難所の環境整備に必要な物資等について、千葉県地域防災計画の規定に合わせて修正しようとするもの。また、物資として指定されているものについて、千葉県地域防災計画の規定に合わせて追記しようとするもの。	P21
	④ 在宅避難者及び車中泊避難者に係る項目の追記 在宅避難者及び車中避難者への支援等について、千葉県地域防災計画の規定に合わせて追記しようとするもの。	P22 P63
	⑤ 地震情報の種類及び内容に係る記載項目の追加及び修正 気象庁から発表される地震情報の種類及び内容について、千葉県地域防災計画の規定に合わせて追記しようとするもの。	P54 P55
	⑥ 自衛隊の災害派遣に係る派遣活動の記載項目を追加 市から駐屯地への避難者の受入について、千葉県地域防災計画の規定に合わせて追記しようとするもの。	P60
	⑦ 指定避難所における支援について、千葉県災害福祉支援チ (DWAT) の記載を追加 千葉県防災担当課からの意見を反映させ追記しようとするもの。	P69

	<p>⑧ 千葉県の廃棄物処理に関する項目等を追加</p> <p>千葉県防災担当課からの指示により、地方自治法第 254 条の 14 の規定に基づき千葉県が被災市町村に代わって災害廃棄物の処理を行うことができる旨の記載を追記しようとするもの。</p>	P70 P71
	<p>⑨ 土砂災害警戒区域の指定による修正</p> <p>令和 4 年度に実施した現地調査の結果に基づき、令和 6 年 9 月 6 日付け新たに 18 か所が土砂災害警戒区域（うち、13 か所は特別警戒区域）に指定され、合計 22 か所となったことに伴い修正しようとするもの。</p>	P84
(2) 市の防災体制(災害対策本部組織の見直し)等	<p>① 市の行政組織図変更に伴う名称等の変更</p> <p>令和 7 年 4 月 1 日付け行政組織改編に伴う組織の名称等を変更しようとするもの。</p> <p>② 災害対策本部組織の見直しに伴う変更</p> <p>災害対策本部組織見直しにより変更しようとするもの。</p>	P5 ほか P45 ～ P52 P94 ～ P101
(3) 施設整備に伴うもの	<p>施設の整備項目の追加</p> <p>小中学校体育館の公衆無線 LAN (Wi-Fi スポット) の整備及び空調設備の整備に係る項目を追記しようとするもの。</p>	P19
(4) 避難行動要支援者の安全確保対策の見直しに伴うもの	<p>避難行動要支援者の安全確保対策の見直しに伴う変更</p> <p>避難行動要支援者支援計画の見直しに伴い修正しようとするもの。</p>	P33 ～ P40
(5) 南海トラフ地震に係る周辺地域としての対応計画の見直し	<p>南海トラフ地震に係る周辺地域としての対応計画の見直しに伴う変更</p> <p>現在、南海トラフ地震に係る地震対策推進地域指定市町村に本市は含められていないが、気象庁が南海トラフ地震臨時情報を発表した際には、社会的混乱が懸念されることから、これまで「南海トラフ地震に係る周辺地区としての対応計画」としていたものを、新たに「南海トラフ地震臨時情報発表に伴う対応措置」として更新しようとするもの。</p>	P77 ～ P80
(6) 時点修正及び名称等の変更	<p>時点修正（人口等の時点修正）及び名称等変更（医療救護所及び災害協力病院の事業所及び名称）に伴う修正</p>	P3 P61 P83

※ 掲載は、項目順となっております。